

小海町農地賃借料情報

平成21年6月24日に農地法改正法が公布され、12月15日に施行されました。
農地法改正に伴い、現行の標準小作料制度は廃止され、新たに農業委員会が「農地の賃借料情報(10aあたり)」を提供します。
賃貸借を伴う契約の際は、情報を目安に賃借料の設定をしてください。

【田の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小海地区	10,000円	16,000円	7,000円	5
豊里地区	9,000円	12,000円	7,000円	7
千代里地区	15,100円	18,600円	10,000円	4
稲子地区	8,500円	10,000円	7,000円	6
東馬流地区	12,300円	15,000円	10,000円	3

【畑の部】

締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
小海地区	13,200円	16,000円	7,000円	13
豊里地区	9,100円	13,000円	7,000円	19
千代里地区	13,000円	16,000円	10,000円	3
稲子地区	8,800円	10,000円	7,000円	12
東馬流地区	11,000円	12,000円	10,000円	2

※平均額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。